石川県創業者支援融資制度要綱

１　目的

この制度は、健全な起業家精神に基づく中小企業の開業を促進し、もって本県経済の活性化に資することを目的とする。

２　融資対象

原則として県内に居住している事業を営んでいない個人が県内で新たに中小企業者として開業する場合（開業後１年未満（スタートアップ支援プログラム事業の対象企業にあっては１０年以内）の者を含む。）であって、(1) から (3) までのいずれにも該当するものとして、商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）が認定したものとする。

(1)　次のいずれかに該当するもの

①　１月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの

②　２月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

③　事業所の賃貸契約の締結又は会社の設立等、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであること。

(2)　許認可等を必要とする事業を開始しようとする場合には、当該許認可等を受けていること、又は受けることが確実と見込まれること。

(3)　石川県小口零細融資（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分及び過疎地域創業者支援分（以下、「創業者支援分等」という。））の融資残高を有しない者であること（創業支援プログラムの対象企業及びスタートアップ支援プログラム事業の対象企業（以下「創業支援プログラム対象企業等」という。）を除く。）。

３　資金の使途

開業に必要な設備資金及び運転資金

４　融資条件

(1)　融資限度額

①　融資の最高限度額は、２，０００万円（運転資金については、１，０００万円）とする。

②　創業支援プログラム対象企業等の場合

融資の最高限度額は、４，０００万円（運転資金については、２，０００万円）とし、２（1）①又は②に該当する場合については、３，５００万円（運転資金については、２，０００万円）とする。ただし、石川県小口零細融資（創業者支援分等）との合計で４，０００万円（運転資金については、２，０００万円）を超えないものとする。なお、２（1）①又は②に該当する場合においては、２，０００万円を超える部分の融資額については、同額以上の自己資金額を有していること。

(2)　融資期間

①　設備資金については、７年以内（うち据置は１年以内）とする。

②　運転資金については、５年以内（うち据置は１年以内）とする。

(3)　償還方法

原則として、元金均等償還とする。ただし、スタートアップ支援プログラム事業の対象企業については、当初３年間の元金償還額を４年目以降の元金償還額の２分の１とすることができる。

(4)　担保

原則として、無担保とする。

５　信用保証

すべて石川県信用保証協会の保証付とする。

６　認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第１）を２部、商工会議所等に提出するものとする。

７　融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（別記様式第２）に、この要綱及び石川県制度金融通則５に定める商工会議所等の認定書（写し）を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

（別記様式第１）

年　　月　　日

（商工会議所・商工会）

様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県創業者支援融資に係る認定申請書

石川県創業者支援融資制度要綱に基づき、石川県創業者支援融資の対象要件に該当するものとして認定を受けたいので別紙のとおり申請します。

石川県創業者支援融資に係る認定書

上記については、石川県創業者支援融資制度要綱２の対象要件に該当するものとして認定します。

年　　月　　日

（商工会議所・商工会）

（注意事項）
この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査並びに石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

（別紙の記載事項）

事　業　計　画　書

1　申請者の概要

氏　名		生年月日	年　月　日（　　歳）
		性　　別	男　・　女
住　所		電　　話 ＦＡＸ	
	旧住所 （移住者の場合）	（転入日：　　年　　月　　日）	
経　歴			

ア又はイのいずれか該当するものを○で囲むこと。

1　信用保証協会に対する求償債務者又はその連帯保証人になって	ア　い　る　イ　いない
2　現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて	ア　い　る　イ　いない
3　現在、公租公課を滞納して	ア　い　る　イ　いない
4　現在、銀行取引停止処分を受けて	ア　い　る　イ　いない
5　これまで事業を営んだ経験が	ア　あ　る　イ　な　い
6　現在、他に事業を営んで （※創業内容以外に既に事業所得がある場合や、他の法人代表者である場合はアを選択）	ア　い　る　イ　いない

2　事業の概要

開業(予定)年月		年　　月	資本金	（法人のみ）　　千円	
開業(予定)場所					
業　　種					
従　業　員		常時雇用　　人（男　　人、女　　人） 臨時雇用　　人（男　　人、女　　人）　　計　　人			
許　認　可		取得済・申請中	名　　称	番　　号	年　月　日
事業計画の概要	事業計画				
	生産（販売）計画	月間 年間			
	主要製品（商品名）				
	主たる取引先（販売先）				

3 開業資金及びその調達方法（開業前であって、創業・再挑戦計画書を提出する場合は記入不要）

開業資金			調達方法		
内訳		金額	内訳		金額
設備資金		千円	自己資金		千円
			本資金希望額		
運転資金			金融機関等からの借入金		
			その他		
合計			合計		
本資金借入予定金融機関名（支店名）					
合計			合計		
本資金借入予定金融機関名（支店名）					

4 収支計画（開業後３年間の見込額）

＼	内訳	１年目	２年目	３年目
売上等		千円	千円	千円
	計 B			
経費等				
	計 C			
差	B － C			

５　創業支援プログラムによる支援内容（創業支援プログラムの対象者に限る。）

支　援　時　期	支　援　内　容
	（支援機関：　　）

６ 石川県移住創業者利子補給金の対象要件　（　該当　・　非該当　）

（添付資料）

１　住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本及び代表者の住民票）
２　所要資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
３　許認可書等の写し又は取得見込みを証する書類（許認可等を必要とする業種を開業する者に限る。）
４　石川県信用保証協会に提出する予定の「創業・再挑戦計画書」の写し（開業前の場合）
５　試算表（開業後の場合）
６　移住創業者利子補給金認定申請書（石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第３条の要件に該当する者）
７　その他商工会議所等が必要と認めて指示する書類

（別記様式第２）

年　　月　　日

（金融機関）
様

所 在 地
（住　所）
企 業 名
代表者名

石川県創業者支援融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県創業者支援融資制度要綱に基づき、認定書（写し）を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額　　金　　円

資金内訳　　設備資金　金　　円
　　運転資金　金　　円

償還方法　　分　割（　　カ月）

保 証 人　（住所、氏名、職業）

（別記様式第３）

年　　月　　日

石川県知事　　様

（金融機関名）

石川県創業者支援融資実行通知書

<table>
<tr><td>氏　　名
（企業名）</td><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="2">（事業の実施場所：　　）</td></tr>
<tr><td>代表者名
（性別・年齢）</td><td>（　男・女　　歳）</td><td rowspan="3">業　　種</td><td colspan="2" rowspan="3">1 製造業　　2 建設業
3 卸小売業　　4 飲食業
5 運送業　　6 サービス業
7 その他（　　）</td></tr>
<tr><td>資 本 金</td><td>（法人のみ）
円</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td>（主要取扱品目等具体的に）</td></tr>
<tr><td colspan="3">融資実行金額　　円
（内　訳　　設備資金　　円
運転資金　　円）</td><td>融資利率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="4">年　月　日 ～　　年　月　日（　年　カ月間）</td></tr>
<tr><td>うち
据置期間</td><td colspan="4">年　月　日 ～　　年　月　日（　年　カ月間）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">年　月　日から　毎月ごとに
ごとに　　円返済</td></tr>
<tr><td>担　　保</td><td>有　・　無</td><td>信用保証</td><td colspan="2">有（必須）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">（資金の使途を具体的に記入して下さい。）

認定商工会議所等名　　移住創業者利子補給金
認定年月日　　年　月　日　　（該当 ・ 非該当）</td></tr>
</table>

（注）１ 本店でとりまとめのうえ送付すること。
　　２ 標記の融資制度で該当するものを○で囲むこと。

取扱支店名	